

2026 年 5 月 1 日

加入団体代表者 各位

2026 年度 小学生・中学生加入団体登録手続きについて（ご案内）

一般財団法人愛媛陸上競技協会

平素より本会事業に、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本陸上競技連盟（以下、日本陸連）より、小学生・中学生が登録する一般加入団体における「指導者資格および審判資格保持者の設置義務化」について、適用開始時期を当初の 2025 年度から 2027 年度へ延期する旨の通知がありました。

しかしながら、愛媛陸上競技協会（以下、本会）におきましては、子どもたちの競技環境の整備および指導・競技運営の質的向上を最優先事項と考え、日本陸連の延期措置に関わらず **【2026 年度】より、本要件を先行して実施いたします。**

また、本会独自の登録規程及び処分規程を 2026 年 5 月 1 日より新設・施行いたします。これに伴う小学生・中学生が在籍する団体の登録手続き、および登録要件につきましては、下記の手順に従い、登録料の納付および申請書類の提出をお願い申し上げます。

記

1. 適用開始年度

2026 年度（令和 8 年度）登録より適用

※なお、2027 年度より日本陸連の規程においても完全実施となります。

2. 対象団体

小学生・中学生が登録を行う加入団体 ※中体連登録の中学校は含まれません。

3. 成立要件（義務化される内容）

- (1) 日本陸上競技連盟公認指導者資格保有者を 1 名以上登録すること（公認指導者資格保有者 1 名につき、登録可能な団体は 1 団体のみとする）。
- (2) 日常的に指導にあたる者は、JAAF-START への登録及び本規程に定める当協会のコーチ登録を行うこと。また、極力、公認指導者資格の保有者とするよう努めること。
- (3) 処分規程（令和 8 年 5 月 1 日施行）に定める禁止事項（別紙参照）に違反し、当協会から現に資格停止処分を受けている者、過去に除名処分を受けた者、または、過去に一度でも性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、盗撮行為を行ったことがある者及びこれらと同視される行為を行った者を団体構成員として登録したり、指導またはその他協会の運営に関与させたりしないこと

(4) 登録審判員の配置及び大会運営への協力

ア 次のいずれかの資格を有する公認審判員を1名以上登録すること（以下、登録した審判員を「登録審判員」という）

- ・S級審判員
- ・A級審判員
- ・B級審判員
- ・C級審判員

イ 当該団体の選手が10名以上出場する競技会には、登録審判員または運営協力者を派遣すること

ウ 登録審判員は、各競技会において審判業務等を行うなど、大会運営に協力すること

（以下は、全ての団体に共通の遵守事項）

(5) 毎年、年度始めの適切な時期に、JAAF-STARTに登録すること

(6) 団体構成員の増減及び情報変更等があった場合、すみやかに届出を行うこと

(7) 処分規程に定める禁止事項(別紙参照)に違反しないこと及びその他本協会の定める規程に記載の事項

(8) 団体構成員に(7)の事項を遵守させるよう、必要な指導等を実施すること

4. 提出書類

【様式1】団体登録申請書

【様式2】団体登録申請書（登録コーチ・登録審判員名簿）

5. 提出先

愛媛陸上競技協会 事務局にメール<info@ehime-rikujyo.jp>で提出

6. 作業フロー

別紙参照

別紙 処分規程（令和8年4月施行予定）に定める禁止事項

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 犯罪に該当する行為（ただし、刑事事件として立件されるか否かにかかわらず。）
- (3) 陸上競技に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること
- (4) 陸上競技に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること
- (5) 陸上競技に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること
- (6) 暴力・暴行その他の身体的虐待
- (7) 暴言その他の精神的虐待
- (8) 性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、盗撮行為またはこれらと同視される行為
- (9) パワーハラスメントその他のハラスメント
- (10) 不適切又は不合理な指導
- (11) 差別的言動
- (12) 違法賭博及び違法なスポーツベッティング
- (13) 未成年者の飲酒・喫煙その他倫理に反する行為を行うこと
- (14) アンチ・ドーピング規程に反する行為
- (15) 第三者の名誉を毀損する行為又はプライバシーを侵害する行為
- (16) 反社会的勢力と関係を有すること
- (17) その他本協会の規程に違反する行為、または、品位もしくはスポーツの健全性若しくは高潔性を損なう非行を行うこと
- (18) 第三者が前各号に掲げる行為を行うことを幫助し、教唆し、もしくはこれを是正すべき立場にあるにもかかわらずこれを放置し、又は適切な指導を行わないこと